

【 教育委員会 】

件 名	京都府個人情報保護条例の解釈等について
申立概要 【受理 4. 11. 17】	京都府教育委員会（以下「府教委」という。）から平成 28 年度に通知された公文書部分公開決定通知書に関し、当時の京都府個人情報保護条例第 5 条第 1 項第 2 号、同 7 条及び同 30 条の解釈を教えてほしい。
確認事項 【通知 5. 1. 27】	府教委は、本件の取扱いについて、申立人と子の親子関係を確認することができたことから、当時、未成年であった子の法定代理人である申立人（母親）の同意を得ることで、子の個人情報の提供について、併せて同意を得たものと考えて対応した。 なお、府教委は、申立人の同意などが、書面ではなく、口頭で行われたことについて、手続きに不備があったと考えている。